

# 東山梨地区中学校社会科部会 研究の経過と概要

## 1. 東山梨地区中学校社会科部会研究テーマ

『科学的社會認識を育てる授業研究』～身近な資料を用いた授業研究～

## 2. テーマ設定の理由

東山梨中学校社会科部会では「『科学的社會認識を育てる授業研究』～身近な資料を用いた授業研究～」をテーマに研究を進めてきた。このテーマのもと、授業研究の実施、臨地研修、各自の授業実践報告、情報交換等、これまでの研究を継承する形で進めてきた。

科学的社會認識を獲得するために必要な方法を研究することにより、次のような生徒の育成につながるものと考え研究を進めてきた。

- ①学習課題に主体的に向き合える生徒
- ②追究すべき課題を明確にとらえることのできる生徒
- ③自ら、また他者と協力して考えを深め、客観的な判断を下すことのできる生徒
- ④出した結論を様々な資料や他者の意見を参考にしながら検証することのできる生徒

このことこそが、最終的に市民的資質を持った人間形成につながると考える。そこで、生徒にとって身近な資料を活用することは、「その結果」を導き出す際の大きな手がかりとなるはずであり、それは科学的社會認識を育てるための一つの手段ともなるのだと考える。

## 3. 研究の方法

### ◎臨地研修の実施

- ①地域資料の教材化を図るための臨地研修
- ②授業研究「ハンセン病患者への差別・国の政策から平等権を考える～」に向けて、ハンセン病患者に尽くした小川正子さんやハンセン病患者への差別や国の政策について知る。

笛吹市春日居町にある春日居郷土資料館にて、小川正子に関連した展示見学および説明をいただき、その後小川正子の関係史跡（念仏寺・小川正子生家跡）などを巡った。

◎授業研究「地域課題から、地域の将来像を考える」について、部会全員が一人一事例の略案の作成をし、検討を行った。

◎授業研究の実施（8月29日実施）

◎各校授業実践報告（2回）

## ◎学校間の情報交換

### 4. 報告書作成参加者・共同研究者

山本裕（山梨南中）・角田美聡（山梨南中）・武藤英紀（松里中）・林 秀亮（松里中）

武井晴彦（笛川中）・古屋勝之（山梨北中）・志村真宏（山梨北中）

大村公紀（山梨北中）・前島香織（大和中）・立川慶樹（勝沼中）  
・酒井理恵子（勝沼中）・金森淳（塩山中）・深澤歩未（塩山中）・荻原佐知（塩山中）

助言者：小林誠一（山梨南中校長）・内田智之（松里中校長）

河野 泰（笛川中教頭）

### 5. 研究経過

5月 7日 組織づくり

5月21日 部会の運営方法、本年度の研究テーマおよび研究計画づくり

6月 4日 授業案検討①

8月 4日 授業案検討② 午後：臨地研修（春日居郷土資料館など）

8月29日 授業研究 山本裕教諭（山梨南中）

10月 1日 小中合同で中間報告会（秋季教研）小中授業報告，小中研究中間報告  
県教研レポーター決定，研究の経過と概要の検討 など

### 7. 今後の研究予定

11月 2日 臨地研修

1月14日 各校授業実践報告（甲州市内）

2月 4日 各校授業実践報告（山梨市内）

2月18日 冬季教研

小中授業報告・小中研究報告・研究のまとめ

# 第3学年 社会科(公民)指導案

指導者 山梨市立山梨南中学校 山本

裕

## 1 単元名

憲法が保障する基本的人権「中学社会公民 ともに生きる」（教育出版 第2章 第2節）

## 2 単元について

本単元は、中学校学習指導要領の公民的分野の内容（3）「現代の民主政治とこれからの社会」のA「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の項目に基づいて設定された単元である。この項目は、「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、法の意義に着目させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。」ことをねらいとしている。

また、内容の取扱いでは、「日本国憲法の基本的な考え方を理解させるようにし、条文解釈に深入りしないように留意すること」としており、新指導要領では「日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること」としている。

公民的分野の学習では、義務教育の最終の学年として今後社会に出ていく上で、国民の一人として必要な公民的資質を身につけることが重要である。そのためにも、日本国憲法の3つの基本原理の1つである「基本的人権の尊重」の理解は大切なことだと考える。本単元では基本的人権の尊重を学習するにあたって、人権についてどのような内容があるかという学習だけでなく、人権に関して世の中で起きたさまざまな具体的な事例を通して、自分の考えを伝えたり人の意見を聞くことにより、基本的人権を尊重することの大切さを理解させ、公民的資質を高めさせていきたいと考える。

## 3 東山梨教育協議会社会科部会の研究テーマとの関わりについて

社会科は、戦前の教育が非科学的な歴史をもとに人間の尊厳や人格を否定し、侵略戦争を遂行するための人づくりであったことに対する厳しい反省のもとに発足した。そして、子どもたちに自分が生きている社会を見つめ、考えさせながら、主権者国民として育っていくために必要な科学的な社会認識を育てることを中心課題としてきた。その科学的な社会認識を獲得するために必要な方法を研究することは、「学習課題に主体的に向き合える生徒」「追求すべき課題を明確にとらえられる生徒」「他者と協力して考えを深め、客観的な判断を下すことのできる生徒」「出した結論を、諸々の資料や他者の意見を参考にしながら検証することのできる生徒」などの育成に直接つながることと考える。このような生徒の育成こそ、最終的に公民的資質を持った人間形成につながると考える。

そこで、生徒にとって身近な資料を活用することは「その結果」を導き出す際の大きな手がかりとなるはずであり、本部会の～身近な資料を用いた授業研究～というサブテーマから、小川正子さんを導入として活用し、同じ地域に暮らした人物が活躍したことを知ることで、人権

侵害に対しての理解をさらに深められるはずである。そして、それは科学的な社会認識を育てるための一つの手段ともなるはずで、本部会のテーマに近づくと考えた。

#### 4 生徒の実態

女子生徒が多い(男子17人・女子18人、男子1人は今学期ケニアからの転入生)せいか、にぎやかな男子が多い割には落ち着いた雰囲気があるクラスである。しかし、何でも言える良い雰囲気がある反面、相手の気持ちを思いやる配慮が欠ける場面が見受けられることもある。学習に関しては、テストの結果などを見ると、できる生徒とできない生徒の差が激しく、中間層があまりいない二極化が進んだクラスと言える。学力向上の取り組みとして、自主勉強ノートの提出を呼びかけている。学力が下の生徒には基礎コースとして漢字や英単語、数学のドリルなど基礎的な内容を繰り返すよう指導し、学力が上の生徒には応用コースとして、その日の授業の復習を中心に、新しく学んだことや解ったことなどを学習させている。

社会科の学習では、質問に対して活発に意見が出るが、一部の生徒に限られている。社会的な興味・関心に対しては意識が低い生徒が多く、ニュースや新聞に関する質問に全く答えられない生徒も多い。このようなことから、生徒の興味関心を呼び起こすような資料の活用やワークシートの活用、話し合い学習などをできるだけ意識して授業を進めてきた。科学的な学び方をみにつけたり、知識や技能を習得し、さらにはそれらを活用して思考と認識を深めることができるように、年度当初から意図的・段階的に指導をしてきた。しかし、まだ身に付けた知識や技能を活用して、さらに社会的なものの見方をより一層深める力は身についたとは言えないのが現状である。

本時の授業では、身近な資料や実際に起こった事例を通して、人権についての考えを深めるとともに、他者の意見に触れることにより、自らの意識や行動を変化させる態度を養うことができるよう指導していきたい。

#### 5 単元の目標

① 日常の具体的な事例を通して、人間尊重についての考え方と法に対する関心を高め、それらを意欲的に追求し、民主的な社会生活について考えようとしている。【社会的事象への関心・意欲・態度】

② 我が国の政治が日本国憲法にもとづいて行われている意義について、多面的・多角的に考察し、民主的な社会生活のあり方について、「公共の福祉」の考え方をふまえて公正に判断できる。【社会的な思考・判断・表現】

③ 人間尊重の考え方と法に関するさまざまな資料を収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめたりしている。【資料活用の技能】

④ 人間尊重の考え方を基本的人権を中心に深め、法の意義と法にもとづく政治の大切さについて理解し、その知識を身につけている。【社会的事象についての知識・理解】

## 6 単元の指導計画と評価規準

時	おもな学習内容	学習目標	評価規準
1	法の下での平等とは(本時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事例を通して、差別や偏見が人権侵害で有ることを理解する。</li> <li>○事例を通して、人権についての考えを深めるとともに、他者の意見に触れることにより、自らの意識や行動を変化させる態度を養う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事例を通して、差別や偏見が人権侵害で有ることを理解することができたか。(思考・判断・表現)</li> <li>○事例を通して、人権についての考えを深めるとともに、他者の意見に触れることにより、自らの意識や行動を変化させる態度を養うことができたか。(関心・意欲・態度)</li> </ul>
2	差別をしない、させない	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な事例を通じて差別の実態に気づき、自らの生活と結びつけて差別の問題を考え、それを許さない態度を養う。</li> <li>○差別の解消に向けて主体的に考え取り組んでいこうとする態度を身につける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会に今なお残る、部落差別やアイヌ民族、定住外国人への差別に目を向け、歴史的背景を正しく理解しながら、差別の現実について意欲的に調べようとしている。(関心・意欲・態度)</li> <li>○部落差別やアイヌ民族、定住外国人への差別の歴史的背景や差別の内容、その解消に向けた取り組みについて正しく理解している。(知識・理解)</li> </ul>
3	私たちの権利としての自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自由権の考え方や意義について、身近な生活との関わりから理解する。</li> <li>○日本国憲法の条文から、精神活動の自由についての内容を具体的に読み取り理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な生活のなかから、精神活動の自由がどのように保障されているかを調べようとしている。(関心・意欲・態度)</li> <li>○具体的な事例をふまえて、精神活動の自由をさまざまな視点から考察し、わかりやすく説明している。(思考・判断・表現)</li> </ul>
4	自由な社会のために	<ul style="list-style-type: none"> <li>○憲法で保障された生命・身体の自由について憲法の条文や具体例を通して、理解を深める。</li> <li>○日本国憲法の条文から、精神活動の自由についての内容を具体的に読み取り理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な生活のなかから、生命・身体の内自由や、経済活動の自由がどのように保障されているかを調べようとする。(関心・意欲・態度)</li> <li>○具体的な事例から、生命・身体の内自由や、経済活動の自由に関する内容を読み取り、まとめている。(技能)</li> </ul>

5	人間らしく生きるための権利	<p>○社会権の意義を自由権や平等権の保障との関連で考えるとともに、社会権の考え方が生まれた背景を理解する。</p> <p>○社会権の最も基本となる生存権の保障と、それにもとづく制度について理解を深め、その意義を考える。</p>	<p>○社会権が生まれた背景を調べるとともに社会保障制度の改善や充実に向けた取り組みを追究しようとしている。(関心・意欲・態度)</p> <p>○社会権が求められてきた背景を理解するとともに、社会権の内容と意義を正しく理解している。(知識・理解)</p>
6	20世紀生まれの権利	<p>○社会権において、教育を受ける権利が保障されていることについて理解し、その意義を考える。</p> <p>○労働者を守る権利が保障されるようになった歴史的背景や、法の整備を含めた政府の取り組みについて理解する。</p>	<p>○身近な生活のなかで、「教育を受ける権利」と「労働者の権利」がどのように生かされているかを調べようとしている。(関心・意欲・態度)</p> <p>○教育や労働に関する権利が保障されるようになった背景を、歴史的経緯から考察している。(思考・判断・表現)</p>
7	みんなで育てる人権意識	<p>○新しい人権の根拠や内容について、その背景となる社会の変化と関連付けて考えるとともにさまざまな取り組みについて理解する。</p> <p>○新しい人権について、立場による考え方の違いや高まる個人の責任などにも着目し、人権の問題を公正に判断する態度を養う。</p>	<p>○新しい人権について、具体的な事例をもとに調べ、その根拠や内容をまとめている。(技能)</p> <p>○新しい人権が生まれてきた根拠や内容を具体的な事例をもとに正しく理解している。(知識・理解)</p>
8	基本的な人権を守るために	<p>○参政権の内容と意義を具体的な事例を通じて理解し、国民が政治や裁判に積極的に参加し、監視することの重要性に気づく。</p> <p>○人権の救済を求める権利が保障されていることや、人権の救済のために多くの人が関わり、社会全体で人権を守るしくみづくりが進んでいることを理解する。</p>	<p>○基本的人権を守るために保障されている権利を、身近な生活のなかから見いだそうとしている。(関心・意欲・態度)</p> <p>○基本的人権を守るための権利の内容を正しく理解し、そのために自らできることを考察している。(思考・判断・表現)</p>
9	人権侵害のない世界	<p>○世界に広がる人権問題と、それに対する取り組みについて理解し、国際的な理解と協力の必要性が高まっていることに気づく。</p> <p>○日本と世界の人権をめぐる課題の比較などを通して、今後の日本の役割や自分たちにできることを考える。</p>	<p>○人権侵害のない世界を築くために、自分たちにできることは何かを考えようとしている。(関心・意欲・態度)</p> <p>○国際社会における人権尊重のために、国連や日本政府、NGOなどが取り組んでいることや、主な取り決めなどについて正しく理解している。(知識・理解)</p>

10	自由と権利を守るために	<p>○自由と権利を守るために、国民一人ひとりが個々の責任や義務を果たすことの重要性について考える。</p> <p>○権利の濫用の問題や公共の福祉の意味を考えて、相互の尊重や合意を図る態度の大切さに気づき、自らの態度や行動に具現化する。</p>	<p>○人権と「公共の福祉」がぶつかり合う具体例をもとに、それぞれの視点から考察して自分の考えを発表している。(思考・判断・表現)</p> <p>○人権と「公共の福祉」がぶつかり合う具体例を調べ、その内容や特徴をまとめている。(技能)</p>
----	-------------	--	---

7 本時の活動

- (1) 日時 平成26年8月29日(金曜) 5校時(14:00~14:50)
- (2) 場所 山梨南中学校 第3学年1組教室
- (3) 題材 法の下での平等とは(教育出版 第2章・第2節 P44~45)  
~ハンセン病患者への差別・国の政策から平等権を考える~
- (4) 本時の目標 ①事例を通して、差別や偏見が人権侵害で有ることを理解する。  
(思考・判断・表現)
- ②事例を通して、人権についての考えを深めるとともに、他者の意  
見  
に触れることにより、自らの意識や行動を変化させる態度を養  
う。  
(関心・意欲・態度)
- (5) 展開

時	活動内容	生徒の活動・留意点	評価
導入 8分)	<p>(1)前時の復習をし、日本国憲法第14条を読んで内容を確認する。【個】</p> <p>(2)小川正子さんがハンセン病患者のために尽くした人生について知る。【個】</p> <p>(3)ハンセン病に関するビデオ(約3分20秒)を見る。【個】</p> <p>(4)本時の学習課題を知る。</p>	<p>・教科書の資料(P216)の14条を指名読みさせ、内容を確認させる。</p> <p>・資料のプリントを見て、小川正子の人生や、ハンセン病とその歴史について知る。</p> <p>・ハンセン病について、また患者に対して国はどのような政策をしたのか内容を知る。</p> <p>・本時の学習を確認する。</p>	<p>・意欲的に聞いているか。 (関【観察】)</p> <p>・意欲的に聞いているか。 (関【観察】)</p> <p>・意欲的に見ているか。 (関【観察】)</p>
<p>学習課題「ハンセン病患者への差別・国の政策から平等権を考えよう。」</p>			

<p>展開 I (5) 1941年に特效薬（プロミン）が開発され、第二次大戦後、ダブソンという錠剤（が商品化されることでハンセン病は治る病気となったことを知る。【個】</p>	<p>・第二次大戦中に治療薬が発見されたことを確認させる。</p>	<p>・意欲的に聞いているか。 (関【観察】)</p>
<p>発問1「ハンセン病患者への差別や政策はどのように変わったのだろうか。」</p>		
<p>(6) 1950年以降、ハンセン病患者への国の政策がどのように変わっていったか予想する。【個】 (7) 予想した内容を発表する。</p>	<p>・治療法が確立した後の国の政策がどう変わったのか予想する。  ・挙手により、考えた予想を発表する。</p>	<p>・意欲的に考えているか。 (関【観察】)  ・積極的に自分の意見を言っているか。 (関【発言】)</p>
<p>展開 II (8) その後のハンセン病患者に対する国の政策について知る。【個】 (※厚生労働省発行の「ハンセン病を正しく伝えるために」を読む。</p>	<p>・資料を通して、ハンセン病患者や回復者に対する差別や偏見が変わらなかった事実を理解する。</p>	<p>・意欲的に聞いているか。 (関【観察】)</p>
<p>発問2(主発問)「なぜハンセン病患者への差別が変わらないのか考よう。」</p>		
<p>(9) グループで、ハンセン病患者への差別が変わらない理由を考える。【班】  (10) 各班で予想した内容を発表する。【班】  (11) 私たちの周りに、他に同じような差別や偏見がないか考える。【個】</p>	<p>・班で話し合い、ハンセン病患者への差別や偏見が変わらなかった理由を考える。 ※机間巡視を行い、意見が出ない班にアドバイスをする。  ・各班ごとに理由を発表する。 ※他の班の意見を真剣に聞くよう配慮する。  ・身近なことを中心に、差別や偏見がないか考える。</p>	<p>・積極的に話し合いに参加しているか。(関【観察】)  ・他の班の意見をしっかりと聞いているか。 (関【観察】)  ・積極的に自分の意見を言っているか。 (関【発言】)</p>
<p>まとめ (12) 元ハンセン病患者のビデオ(約6分30秒)を見る。【個】</p>	<p>・元ハンセン病患者のビデオを見て長年の苦悩を感じとる。</p>	<p>・意欲的に見ているか。 (関【観察】)</p>



12分)	(13)本時の学習をまとめる。	・本時の学習やビデオを見て、ワークシートにまとめる。	・差別や偏見が人権侵害であることを理解することができたか。(思【ワークシート】)
------	-----------------	----------------------------	--

(6) 評価

①事例を通して、差別や偏見が人権侵害であることを理解することができたか。

(思考・判断・表現)

②事例を通して、人権についての考えを深めるとともに、他者の意見に触れることによって、自らの意識や行動を変化させる態度を養うことができたか。(関心・意欲・態度)

8, 授業を終えて

(1) 授業者の反省

身近な資料の活用というテーマに基づき、旧春日居町出身の小川正子を取り上げながらハンセン病患者への差別を考えていこうということでしくんだ授業であった。

生徒の様子としては、学力が二極化しているが社会科への興味関心が高い生徒も多い。そのため導入でハンセン病や小川正子についてのビデオや写真資料を使い、生徒の興味関心を引き出すための工夫をした。全体の流れからすると、導入をもう少し短くして話し合いの時間を多く取りたかったが、2学期最初の授業であったため、復習なども取り入れなければならず難しかった。

話し合い活動については、グループによって関心の高い生徒がいるグループはその生徒を中心に話し合いが進んだが、関心の低い生徒が多いグループについてはうまく進まなかったようだった。ただ教師が意図してしたことが全体の発表の中で共有されていたと思う。

また、最後のハンセン病患者が療養所から地元へ帰るというビデオをみて、差別を受けていた人々の苦悩や地元で受け入れられた時の喜び、差別がどれだけ人を傷つけるかということなど、何か感じてくれたのではないかと思う。

(2) 研究討議より

・小川正子がどんなことをしたのか、時間がない中ではあるがもう少し取り上げた方がよかったのではないか。特にハンセン病の問題について、いかに献身的に関わったかということをもっと紹介してもよかった。

→今学期最初の授業と言うこともあり、復習などを取り入れる必要があったので、難しかった。本当はもう少し紹介したかった。

・写真資料やビデオなど視覚に訴えることができ、とても効果的であった。また本時の授業の内容や憲法の条文のキーワードなどを黒板に貼ることで無駄な時間を省きながら、わかりやすい授業になった。

・公民の授業は「知識に働きかける」「感情に働きかける」「行動に働きかける」というこ

とで大切である。今回の授業では、様々な資料を使って考えることで知識や感情に働きかけることができている。また授業の中で教師が「自分はどうか」「自分たちの周りに差別はないか」と問いかけていたが、それによって自分を振り返ることができ、行動にも働きかけることができている。そのように、様々な方向から1つの問題に迫っていくことが大切なのではないか。

・1つのテーマからいろいろなことを考えられる、いい授業だった。ハンセン病の問題を解決するための法律ができてきたが、法律ができればすべてが解決できるわけではない。法律も必要だが、何が正しいのか自分で考えて判断できるようにする、これが社会科の目的の1つ。そういう場면을授業の中に意図的に仕組んでいくことが大切なのではないか。

・人はつい偏見を持ってしまいがち。今回の授業は何が正しいのかを考える良いきっかけになったと思う。人権は当たり前のもの。深く考えなくても当たり前ののが人権。生徒たちが「そんな当たり前だよ」と思えるように、これからの授業を仕組んでいきたい。

### 【資料1】『小島の春』小川正子

#### <略年表>

明治35年(1902年) 春日居町桑戸に生まれる

大正13年(1924年) 東京女子医学専門学校(現在の東京女子医科大学)入学

昭和4年(1929年) 全生(ぜんしょう)病院を見学、ハンセン病患者救済活動を決意

昭和7年(1932年) 長島愛生園(ながしまあいせいえん)を訪ね、医師として迎えらる。

昭和9年(1934年) 高知県でハンセン病患者救済の仕事をしていましたが、過労から結核をわずらい長島愛生園で1年間療養生活を送る。

昭和13年(1938年) 故郷の桑戸に戻り、実家の一角で療養生活を送る。  
※療養中に書いた手記が「小島の春」で、昭和13年に出版され、ベストセラーとなり昭和15年には映画化もされる。

昭和18年(1943年) 4月29日、41歳にて死去。

昭和23年(1948年) 長島愛生園に歌碑が建立される。

昭和59年(1984年) 春日居町名誉町民となる。

平成3年(1991年) 小川正子記念館が開設される。

#### <小島の春>

昭和13年に出版され、ベストセラーとなり、昭和15年には映画化される。

#### [時代背景]

○小川正子は山梨の甲府高等女学校を卒業後、結婚をしたが三年後離婚、東京女子医学専門学校に入学し昭和4年に卒業する。

○岡山にある長島愛生園は彼女の卒業の翌年に設立された。満州では日中が交戦状態に入り、国内では「らい予防法」が成立した。

○らい予防法により、それまでの放浪ハンセン病患者の収容隔離から、すべてのハンセン病患者の隔離収容政策へ変わった。地元の役場関係者と巡査らと医師たちが、地方の村々の患者のもとを訪れて検診をおこない、診断にもとづいて収容を決定し、法律に従っ



て人々の移送が行われた。

### 〔小川正子の活動〕

○ハンセン病療養施設であった東京の全生病院への赴任を希望するが、実地医学の一般研修を先に受けるよう諭され、3年間細菌学、内科、小児科の臨床経験を積んだ。

○その後、昭和7年6月、岡山県の長島愛生園に直談判に行き、ようやく受け入れられた。

○赴任した小川の仕事は、長島愛生園での収容者の診断の他に、その3年前に改訂されたら予防法に従い、中国四国地方の村々を定期的に巡回検診し、より多くの患者を発見することであった。

○『小島の春』は、昭和9年から11年までの巡回検診記録である。当初、長島愛生園の慰安会による「愛生」という所内の雑誌に掲載された。小川の結核発病後、本にまとめられ、昭和13年の発刊となった。刊行と同時にベストセラーになり映画化され、昭和15年度の「キネマ旬報」のベストテン1位となり、小川の意識は同時に国民に共感されるようになる。

